

羽生市女性人材リスト登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、政策及び方針決定の場への参画をはじめ社会のあらゆる分野への女性の登用を促進するため、羽生市女性人材リスト（以下「リスト」という）を整備し、女性の人材情報の提供を行うことにより、女性の活躍の場の確保と男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(対象者)

第2条 リストに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、若しくは勤務し、又は市内の団体に所属している満18歳以上の者
- (2) 次のいずれかの分野に関心のある者又は専門的知識や技能を有している者
 - ・法律・行政
 - ・福祉
 - ・男女共同参画
 - ・まちづくり
 - ・環境
 - ・子育て（育児）
 - ・地域活動
 - ・商工業
 - ・労働
 - ・文化・芸術
 - ・教育
 - ・人権
 - ・スポーツ
 - ・介護
 - ・社会保障
 - ・高齢者福祉
 - ・国際交流
 - ・農業

(登録方法)

第3条 リストに登録しようとする者は、羽生市女性人材リスト登録票（様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の登録票の提出があったときは、登録することが適当と認められた

者について、リストへ登録するものとする。

- 3 登録に際しては、広い分野からの人材登録を基本とし、自薦又は他薦を問わないものとする。この場合において、他薦者をリストに登録しようとするときは、登録票を送付し、登録について本人の了解を得なければならない。

(登録周知)

第4条 市は、人材の発掘のため、広報により制度の周知に努める。

(リストの活用)

第5条 市長は、次に掲げる場合においてリストを活用するものとする。

- (1) 各種審議会・委員会等の委員の人選をするとき。
- (2) 事業の推進のために女性の人材を必要とするとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(情報の管理)

第6条 リストに登録した情報の管理は、次に掲げるところにより適正に行うものとする。

- (1) リストに登録した個人情報、羽生市個人情報保護条例（平成13年条例第3号）の規定に基づき管理するものとする。
- (2) リスト内容の更新は、変更の申請があった時点で随時行うものとする。
- (3) 定期的に登録者の見直しを行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 市長は次の各号のいずれかに該当する者があったときは、その者を登録リストから登録を抹消するものとする。

- (1) リストから登録の抹消を申し出た者
- (2) リストを営利目的に利用しようとする者
- (3) リストを政治又は、宗教活動に利用しようとする者
- (4) その他市長が登録者としてふさわしくないと認めた者

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。